

上伊那郡南箕輪村(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第548号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡朝日村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土流の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝日村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第549号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地について次のとおり変更の届出がありました。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
東京都新宿区百人町二丁目16番15号

- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
(変更前)
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
(変更後)
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
神奈川県横浜市中区尾上町4番57号
- 3 変更しようとする年月日
平成27年12月1日

建築住宅課

長野県松本建設事務所告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

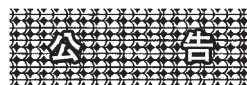
その関係図面は、告示の日から平成27年12月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年11月30日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

- 1 路線名 兎川寺鎌田線
- 2 供用を開始する区間
松本市深志1丁目783番地先から
松本市中条641番の5地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年12月1日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年11月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人いやま
- 3 代表者の氏名
木鋪 千代子
- 4 主たる事務所の所在地
飯山市大字蓮2729番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、終末期にある方々等に心安らかに過ごしていただく「ホームホスピスとがり」等を運営し、前述の方々の他、障がいのある方や子育て中の方、子ども、お年寄りなど、地域にお住まいの様々な人々にとって居心地のいい場所を提供し、もって在宅終末期医療福祉および地域福祉、児童福祉、障がい者福祉等に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
大町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
大町都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、大町市役所
- 4 縦覧期間
自 平成27年12月1日
至 平成27年12月15日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
池田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
池田都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、池田町役場、松川村役場
- 4 縦覧期間
自 平成27年12月1日
至 平成27年12月15日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
白馬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
白馬都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、白馬村役場
- 4 縦覧期間
自 平成27年12月1日
至 平成27年12月15日

都市・まちづくり課

公告

長野県教育委員会表彰等規則(昭和48年長野県教育委員会規則第2号)第2条の規定により、平成27年11月3日、次の方々を表彰しました。

平成27年11月30日

長野県教育委員会

教育行政功労者

青木正幸 市村幸一

学校教育功労者

浅澤潤一郎	池上良満	上原一雄
岡谷善博	唐澤喜市	北沢秀雄
窪田善雄	小池英樹	高野正延
児玉孝義	児玉尚也	小林文子
齋藤秀雄	重勇雄	清水祥二
清水豊喜	高橋英一	滝澤宰
二ノ宮邦彦	藤松昭彦	堀金達郎
堀込明紀	峯村秀則	矢口修
米持絹子	脇坂隆夫	和田英夫

学校保健功労者

有本孟	池田正憲	市川董一郎
伊東敦	大久保覚	太田道信
大村泰一	加藤國之	佐藤和英
菅谷健彦	竹重王仁	竹松利登
鴫澤宏	鳥山建二	面尾豊
仁科久	羽田明廣	馬場浩
樋代昌彦	松岡紀夫	山岡邦子
山口文雄		

社会教育功労者

小出勉

社会体育功労者

岩下清水 河西元太郎 小林昭平
箱山量一

文化財保護功労者

川上元 竹入弘元

教育政策課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成27年11月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
1月20日 (水)	午前10時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	60名

3 講習科目、時間数及び審査方法

講習科目	時間数	審査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による審査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地为管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成27年11月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
1月13日 (水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	佐久市下小田切124番地1 佐久市コスモホール	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地为管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課